

令和 7 年 5 月 29 日

会員各位

(一社) 日本ホルスタイン登録協会
選挙管理委員長 高 橋 秀 行

一般社団法人日本ホルスタイン登録協会 社員補欠選挙の公示

選挙区分第 1 区北海道 1 (定数 1)、第 2 区北海道 2 (定数 1) において補欠選挙を下記により実施することに伴い、一般社団法人日本ホルスタイン登録協会社員選挙規則第 12 条の規定に基づき公示します。

1. 選挙の期日

令和 7 年 6 月 18 日 (水)

※ただし、令和 7 年 6 月 6 日 (金) 午後 4 時までに、社員候補者が当該選挙区における社員の定数を超えないときは、投票は行ないません。

2. 投開票の時刻

投票時刻 開始 午前 9 時～午後 4 時

開票時刻 開始 投票終了後

3. 該当選挙区の社員数並びに投票・開票の場所

別添のとおり

4. 投票用紙に記載する社員数

1 人

5. 社員の立候補について

立候補の受付期間は令和7年5月29日（木）午前9時から令和7年6月6日（金）の午後4時までとします。立候補する者は、候補者届出書に必要事項を記入・捺印し、6月6日までに選挙区選挙管理事務所の選挙管理者に直接本人が提出してください。

立候補の締切り後は、選挙管理者は「候補者届出書」を本会へファックスにて報告していただき、併せて、原本を郵送願います。

候補者の氏名は、協会ホームページ並びに投票場所に掲示します。

6. 立候補者の資格

被選挙権を有する正会員（令和7年度初めの正会員で、令和6年度会費納入済み）は、社員選挙に立候補することができます。

7. 社員の権限

社員は、正会員の中から選挙で選ばれ、法人の構成員として社員総会（通常年1回）に出席し、法人の基本的な意思決定に関与しますが、法人の業務運営に常時関与するものではありません。また、いわゆる従業員とも異なるものです。社員は、社員総会という機関を通してのみ、その意思が法人の運営に反映されることになります。一人の社員の意思や行為が、そのまま法人自身の意思や行為となるものではありません。

8. 役員との兼任の禁止

定款第12条第6項および社員選挙規則第20条により、社員と役員を兼任することはできません。役員候補者になる場合は、事前に又は役員選任時までに社員を辞任していただくよう願います。